科学研究費助成事業

研究成果報告書

今和 6 年 6 月 1 9 日現在

機関番号: 13801 研究種目: 若手研究 研究期間: 2020~2023 課題番号: 20K13384 研究課題名(和文)公共信託理論の新たな展開

研究課題名(英文)Modern implication of public trust doctrine

研究代表者

米谷 壽代 (Maitani, Hisayo)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号:30624209

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、気候変動対策として、国内で推進されている再生可能エネルギーを取り 巻く法政策と問題状況を整理し、著書、論文を執筆し、公表した。また、研究内容を活かし、研究会での報告や 大学院などでの講義を行い、建設的なフィードバックを頂く機会を持つことができた。また、社会貢献として も、高校生などを対象とするパーラメンタリーディベートでのキーノートトーク、社会人を対象とするブックト ークなどの機会も持つことができ、非常に有意義な意見交換の場を持つことができた。 その他にも、国際学会での報告の機会を得ることができ、国内外での議論状況のフォローアップや気候変動対策 への問題意識を共有することもできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本では、現在、2カーボンニュートラルの実現に向け、様々な取り組みが行われている。特に、CO2削減目標の 実現をはかるために、再生可能エネルギーを使用した発電施設の導入は必至である。 本研究において、洋上風力発電を取り巻く法政策と問題の状況を整理した論文を、法政研究27/139-49 (2023 年)において、英語で執筆し、上梓した。また、拙稿『アメリカ環境法における環境法理』(ナカニシヤ出版・ 2023)において、論文を公表した。また、本著においては、幅広く、環境規制に関する理論上の問題を取り上げ た。また、分野横断型の研究会や国際学会などにも参加し、様々な有益なフィードバックを得ることができた。

研究成果の概要(英文): This study focused on the legal policies and issues surrounding renewable energy being promoted in Japan to combat climate change. I wrote some articles and published book. In addition, I made some presentation at some research conferences about this topic and made some graduate school lectures and received constructive feedback. As a contribution to society, I also had the opportunity to give keynote speeches at parliamentary debates for high school students and book talks for working people, where we were able to have very meaningful exchanges of views. I also had the opportunity to make presentations at international conferences, where we were able to follow up the situation about international discussions and share our awareness of the issues related to climate change measures.

研究分野:環境法、民法

キーワード:洋上風力 再生可能エネルギー 気候変動対策 公共信託理論

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策は必至である。そのなかでも、再 生可能エネルギーの導入は急務と考えられているが、その一方で、利害関係人との調整の問題や 法制度としても、様々な困難を抱えている。そのような中で、今後、再生可能エネルギーを推進 していく場合に、非常に重要な問題となる事業者と開発地の先行権利者との間で生じる議論を 取り上げ、検証することを研究開始の出発点としていた。

2.研究の目的

近年の気候変動に対する環境規制と政策が、既存の財産法体系にどのような影響を与えてい るのか検討することを目的とした。その検討を行う上で、まず、アメリカの判例法理において環 境規制の根拠として位置づけられ、発展してきた公共信託理論(Public Trust Doctrine)や公的 ニューサンス(Public Nuisance)などの法理の適用場面について、日本での検討が不十分な論 点(例えば、複数の公共性が、互いに干渉しあった場合に、どのように調整をはかっていくべき なのか)について、アメリカ合衆国の裁判例や政策決定の場面での最新の議論状況を踏まえて、 研究を行った。

3.研究の方法

(1) 先行研究の調査・検証

日米における再生エネルギーの導入、ならびに、環境規制について、新たにどのような定めが 置かれ、救済が講じられているのか制度の枠組みについての整理、検討をした。そのための文献 は、既存の「LexisNexis」等のデーターベースを利用し、当該課題に関する判例を調査・検証す る。この作業に伴う、資料収集、聞き取り調査を行った。

(2)裁判例の調査・検証

環境規制をめぐって、アメリカで、新たにどのような訴訟が提起されているのか判決例の分類、 検討をする。なかでも、規制的収用について、どのような手続きで、支払いが認められているの か、具体的な適用場面を踏まえたうえで、いかなる議論が展開しているのか不法行為訴訟の考え 方との相違点を念頭に置きながら、検証をする。国内の判決例についても、LEX/DB などを用い て事例を調べ、検討した。

(3) 資料の整理・論文の作成

また、これまでの調査・研究成果に基づき、アメリカの議論を日本に応用しうるのか否かを具体的に検証する。その際、これまでに収集した資料を最大限に使用するが、必要に応じ、新たな資料を収集・分析する。なお、上記(1)(2)で分析、検証を行う過程で、その研究成果をまとめ

た論文を、静岡大学人文社会科学部紀要もしくは学会誌などに投稿した。その他、先述したとこ ろでもあるが、特記事項として、国際学会などにおいて、本研究にあたって深い見識を有する海 外の研究者と交流し、研究を深めた。また、国内の研究会やブックトークなどにおいても、当該 領域の実務家及び専門家らとの意見交換を行い、良いフィードバックを得ることができた。

4.研究成果

(1)本研究の研究成果としては、まず第一に、近年の気候変動に対する環境規制と政策が、既存の財産法体系にどのような影響を与えているのか検討することを目的とし、アメリカの判例法理において環境規制の根拠として位置づけられ、発展してきた公共信託理論(Public Trust Doctrine)や公的ニューサンス(Public Nuisance)などの法理の適用場面について、日本での検討が不十分な論点(例えば、複数の公共性が、互いに干渉しあった場合に、どのように調整をはかっていくべきなのか)について、アメリカ合衆国の裁判例や政策決定の場面での最新の議論状況を踏まえて、研究を行った。

(2)その研究内容を、拙稿『アメリカ環境法における環境法理』(ナカニシヤ出版・2023)に おいて公表した。そこでは、気候変動対策にとどまらず、環境訴訟を全体的に取り上げ、これま でのアメリカの環境諸法の形成過程やそこでの議論、政策などについて幅広く検討して、天然資 源の保全の場面で主に活用されてきた公共信託理論が、近年、気候変動訴訟においても注目され、 様々な観点から将来世代の権利を保全するために一つの重要な理論として検討されている状況 を示した。

(3)また、国内の洋上風力発電を取り巻く法政策と問題の状況を整理した論文を、Legal chllenges of Japanese offshore wind power generation 法政研究 27/1号 39-49 (2023年)
において、上梓した。

(4)そのほかにも、USJLP 2022 Seattle Conference (2022 年 7 月 26 日)において、Challenges to Change :What will it take to achieve a sustainable and Climate-resilient Future? の パネルディスカッションにおいて、環境規制による補償と規制の導入の遅れに伴って発生する 損害への賠償の問題を併せて検討することの重要性について、問題提起し、様々な業界のリーダ ーの方々との意見交換をした。

(5)また、AAS in Boston(2023 年 3 月 17 日)においても、 Overcoming conflicte of Environmental Interests: Japan's Renewable Energy Policiesに関する、報告を行い、分野 を超えて本研究に関する非常に有意義な意見交換の場を持つことができた。

(6)研究期間終了後においても、「SDG'Sと民法」に関するプロジェクトを実施している民法 学研究会において、再生可能エネルギーを導入した場合に、不法行為訴訟などにおいて、景観利 益との利害調整をはかることが求められる場面の法律上の問題などについて取り上げ、研究報 告を行った。

(7)上述のような様々な機会をいただいたこともあり、多くの研究成果をあげることができた が、本研究期間中に、産前産後休業などを取得したこともあり、当初の研究計画を一部変更した 面もあるため、今後は、残された課題についても、引き続き、検討を行っていきたいと考えている。

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

【学会発表】 計2件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件) 1.発表者名

Hisayo M.Maitani

2.発表標題

Challenges to Change :What will it take to achieve a sustainable and Climate-resilient Future?

3 . 学会等名

USJLP in Seatle Conference(招待講演)

4 . 発表年 2022年

1.発表者名

Hisayo M.Maitani

2.発表標題

Overcoming conflicte of Environmental Interests: Japan's Renewable Energy Policies

3 . 学会等名

AAS in Boston (国際学会)

4 . 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1.著者名	4 . 発行年
米谷壽代	2023年
2.出版社	5.総ページ数
ナカニシヤ出版	241
3.書名	
アメリカ環境法における救済法理	

〔産業財産権〕

6.研究組織

-

氏名の「日本の一方」の「日本」の「日本の一方」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本	
	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国相手的研究機関	
----------------	--